

新監査公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 5 年 1 月 26 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

保健衛生部、北区役所、南区役所及び各業務の関係部署

(2) 対象事務

令和3年4月から令和4年5月末までの期間に執行された令和3年度の財務等に関する事務（一部当年度分及び過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 重点調査項目

契約事務において、入札手続が適正に実施されているか、また、支出事務において、支払遅延や支出金額誤り、支払い漏れ、過年度払いなど不適切な事務処理が起きにくい体制が構築されているかについて重点的に調査を実施した。

(2) 共通事項

ア 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

ウ 監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施した。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区の執務室等

(2) 実施日程

令和4年8月12日～令和5年1月26日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 窓口収納用つり銭を職員が私金で立て替えていたもの

(南区役所建設課)

南区役所建設課では、窓口でコピー代等の収納事務を行っているが、会計課につり銭交付を申請せず、職員が私金でつり銭 22,000 円を用意し、所属内金庫で管理していた。詳細な経緯は不明であるものの、確認できる限りにおいては、平成 26 年頃から私金で立て替えており、また、所属長はその事実を認識していなかった。

新潟市財務規則第 102 条第 2 項では、保管する公金を私金と混同してはならないと規定している。窓口において収納事務を行うのであれば、それに係るつり銭は当然に公金で用意すべきであり、職員の私金で立て替えてそれに充てるのが甚だ不適切であることはいまでもない。このような取扱いは、私金で立て替えた職員に対して、元来自由に使える私金を長い期間同課に預けておかなければならないという不要な負担を強いるだけではなく、万一

紛失などが生じた場合に問題が複雑化するというリスクも考えられる。

適正な現金取扱事務については、平成 28 年、29 年に立て続けに発生した職員による多額の公金着服事件以降、再三にわたり注意喚起されており、組織全体での万全な業務体制の構築が求められてきた。それにもかかわらず、このような杜撰な管理体制が常態化し、職員の間で疑問視されることなく連綿と続いてきた背景には、市が管理すべき資金の公私混同という事柄の持つ深刻な問題性に対する同課の認識が欠如していたといわざるを得ない。

同課においては、つり銭の私金による立替えについては既に是正されているが、今後は法令等を遵守し、市民からの信頼に応えるためにも、また不正や事務処理誤りから職員を守るためにも、職員一人一人が法令や規則の趣旨を十分に理解した上で、その職務に対する意識改善について、より一層真摯に取り組むよう強く求めるものである。

【合規性】

○新潟市財務規則

(つり銭)

第 100 条 会計管理者は、つり銭を必要と認める出納員に対し、その保管に属する現金のうちからつり銭として必要な資金を交付し、かつ、当該現金の保管を命ずることができる。

(出納職員の注意義務)

第 101 条 会計管理者、区会計管理者、出納員その他の会計職員及び資金前渡職員（以下「出納職員」という。）は、その取扱いに係る会計事務については、常に善良な管理者の注意を怠つてはならない。

(現金等の保管)

第 102 条 (略)

2 出納職員は、その保管に係る公金を私金と混同してはならない。

イ 業務委託の入札において、最低価格入札者が同額 2 者であった場合の基本的な事務処理を誤ったもの

(南区役所建設課)

南区役所建設課で実施した令和 3 年度単契第 2 号道路側溝泥土処理作業業務委託（北部地区）にかかる指名競争入札において、2 者が同額の最低価格で入札したため、本来であればくじ引きにより落札者を決定するところ、入札事務の基本的な手順を誤認して直後に再度入札を実施した。同課で落札結果を公表した際、入札参加業者から疑義が寄せられたことで誤りが判明したため、再度入札の結果を取り消した上で、後日、初度入札の最低価格入札者 2 者でのくじ引きによりあらためて落札者を決定した。

本件は、一見すると入札手順を是正し、本来あるべき姿に回復させたように見える。しか

し、入札参加業者からの疑義が寄せられなければ、本来の落札者が落札できなくなるだけでなく、例え本来の落札者が再度入札により落札したとしても、本来の落札額よりも低額での契約となり不利益を与えるおそれがあった著しく不適切な事案といえる。

地方公共団体の契約事務は公正性や公平性が求められており、特に入札事務は正確かつ確実に行われなければならない。最低価格入札者が同額 2 者以上の場合にくじ引きにより落札者を決定することや、落札者がいなかった場合に再度入札を実施することはマニュアルにも記載されており、入札事務において基本的な手順である。また、入札事務は職員 2 名体制で手順を確認しながら慎重に実施することが求められており、本件においても 2 名体制で実施してはいたものの、両名ともこの基本的な手順を認識していなかったことに加え、疑問にすら感じずマニュアル等を確認しなかったことは、入札事務の重要性に対する認識が欠如していたといわざるを得ない。

入札事務に従事する職員は、入札事務の誤りが入札参加業者や本市に重大な損害を与えるリスクがあることを十分に認識し、入札の際は事前に手順を入念に確認した上で緊張感を持って臨むとともに、適時マニュアル等を確認するなど慎重に実施しなければならない。今後、同課においては、同じ誤りを繰り返さないためにも、本件を教訓とし、入札参加業者から疑念を抱かれないよう、入札事務に対する職員の意識の向上を図り、正確かつ確実な事務の執行を徹底するよう強く求めるものである。

【合規性】

○地方自治法施行令

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第 167 条の 8 (略)

2 (略)

3 (略)

4 普通地方公共団体の長は、第 1 項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第 167 条の 9 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。

(指名競争入札の入札保証金等)

第 167 条の 13 第 167 条の 7 から第 167 条の 10 まで及び第 167 条の 10 の 2（第 6 項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

(2) 注意事項

注意事項とした事務処理誤り等（総件数 51 件）について、類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること（12 件）

- ・ 出納整理期間における旧年度の収入調定
- ・ 許可書発行時の手数料入金確認漏れ

イ 現金取扱事務に関すること（5 件）

- ・ 手書き納付書の連番管理不徹底等
- ・ 任意団体における会計規程の未整備

ウ 支出事務に関すること（8 件）

- ・ 時間外勤務手当の支給誤り

エ 契約事務に関すること（9 件）

- ・ 予定価格の設定誤り
- ・ 安易な分割発注

オ 指定管理事務に関すること（1 件）

- ・ 再委託承認の手續漏れ

カ 補助金・負担金の事務に関すること（6 件）

- ・ 対象経費の調査不足
- ・ 専決区分の誤り

キ 財産管理事務に関すること（10 件）

- ・ 使用料等の算定誤り
- ・ 使用許可手續の遅延